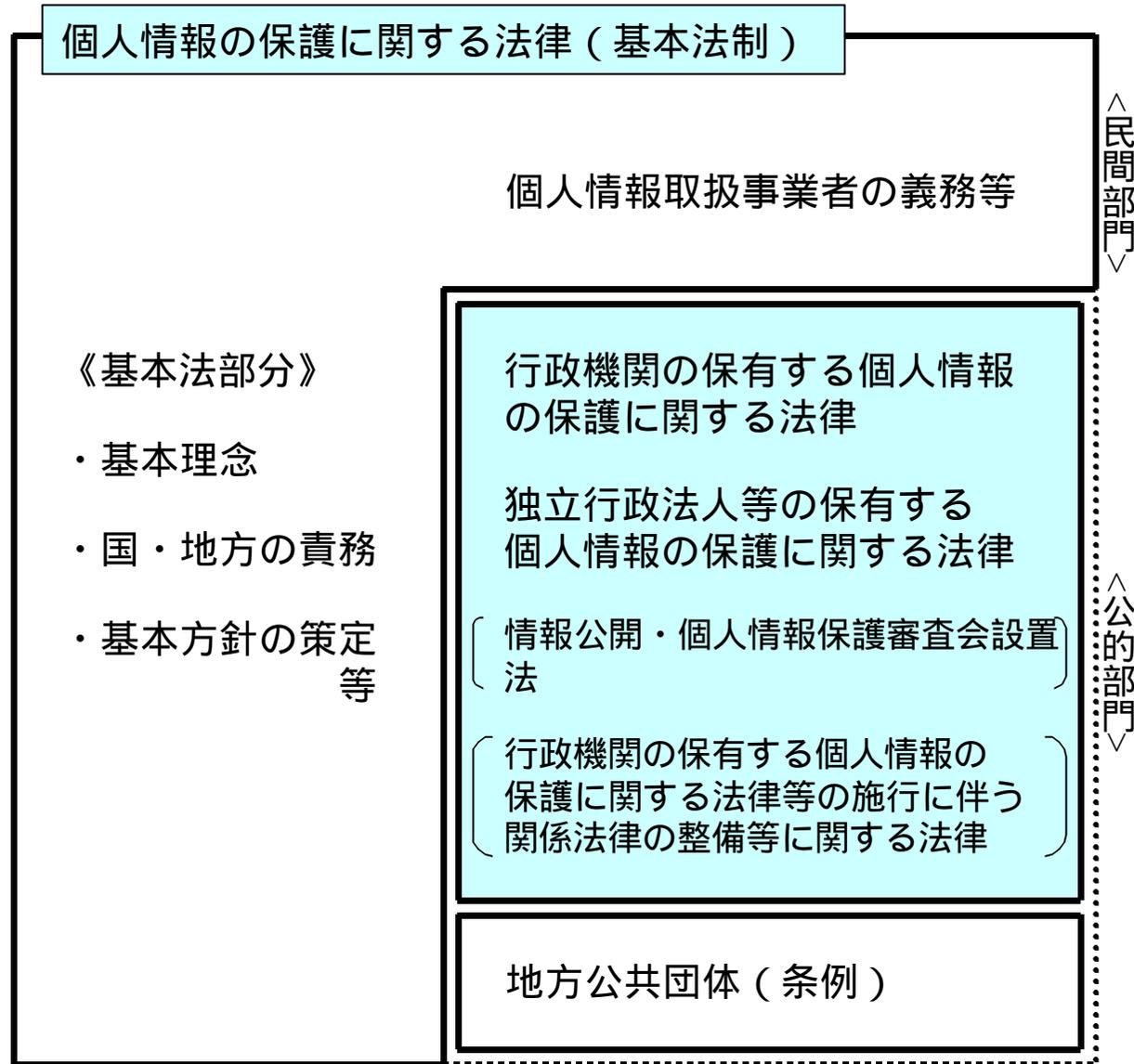


個人情報保護関連 5 法の概要

IT社会における個人情報保護法制の整備



個人情報保護法（基本法）

< 基本法部分 >

- 1 基本理念：個人情報の適正な取扱い
- 2 国等の責務、施策：政府が基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進 等

< 一般法部分 >

3 民間の個人情報取扱事業者の義務：

対象情報 一定規模以上の体系的に整理された個人情報（一定規模以上のデータベース中心）
個人情報の取扱い 利用目的の特定・公表、利用目的の範囲内での取扱い（特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取扱いの制限）、適正取得（偽りその他不正な手段による個人情報の取得の制限）、正確性の確保（個人データの正確性の確保）、安全確保（個人データの漏えい、滅失又はき損の防止のために必要かつ適切な措置の実施）、第三者提供の制限（本人の同意を得ない個人データの第三者提供の制限） 等

本人関与 本人から求められた場合の開示、訂正、利用停止の義務

- 4 苦情処理：事業者・認定個人情報保護団体による自律的な苦情処理
- 5 事業者に対する監督：主務大臣による事後的なチェック（報告徴収、助言、勧告、命令）
- 6 主務大臣の権限の行使の制限：報道機関等への情報提供者に対する権限の不行使
- 7 適用除外：報道（個人を含む）、著述、学術研究、宗教、政治に係る取扱いに関して義務規定の適用を除外
- 8 報道の定義：不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む）

行政機関個人情報保護法

- 1 目的 - 国の行政機関における個人情報の適正な取扱い
- 2 対象機関 - 国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）
- 3 対象情報 - 電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報
- 4 個人情報の適切な取扱い
 - ・ 保有制限 - 利用目的の達成に必要な範囲内等
 - ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
 - ・ 利用・提供の制限 - 利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
 - ・ 正確性の確保 - 利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
 - ・ 安全確保 - 漏洩等防止のための措置
- 5 個人情報ファイルの適正な管理と公表
 - ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）
- 6 本人関与
 - ・ 開示請求制度 - 本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
 - ・ 訂正請求制度 - 事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
 - ・ 利用停止請求制度 - 不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務
- 7 不服申立て - 開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務
- 8 罰則 - 以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則
 - ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい
 - ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
 - ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集

独立行政法人等個人情報保護法

- ・ 対象法人 独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって行政機関と同様に（132法人）取り扱うべきもの（基本的に独立行政法人等情報公開法と同様）
- ・ 対象情報、取扱の規範、管理のルール、本人の関与、救済制度、罰則は行政機関法制の仕組みを基本に、独立行政法人等の性格に適合した仕組み

情報公開・個人情報保護審査会設置法

- ・ 情報公開審査会（平成13年設置）を改組
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の情報公開法制の開示決定等に関する不服申立てに関する諮問
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法制の開示、訂正、利用停止決定等の不服申立てに関する諮問

整備法

- ・ 府省設置法の改正
- ・ 登記、刑事訴訟、特許等情報の適用除外（基本的に情報公開法の適用除外に準じている） 等

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の対象法人（132法人）

（注） は、本法律案の対象外とされる法人を示す。

（注2） 下線は今通常国会で組織設立を決める予定の法人

独立行政法人【103法人】（すべて対象）

国立公文書館、駐留軍等労働者労務管理機構、消防研究所、統計センター、国際交流基金、酒類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、国立オリンピック記念青少年総合センター、大学入試センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、医薬品医療機器総合機構、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、水産大学校、さけ・ます資源管理センター、農業環境技術研究所、農業生物資源研究所、雇用・能力開発機構、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、高齢・障害者雇用支援機構、森林総合研究所、経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、航空大学校、自動車検査独立行政法人、国立環境研究所、教員研修センター、造幣局、国立印刷局、国際観光振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国民生活センター、北方領土問題対策協会、情報通信研究機構、平和祈念事業特別基金、国際協力機構、通関情報処理センター、日本芸術文化振興会、海員学校、日本万国博覧会記念機構、日本スポーツ振興センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、労働者健康福祉機構、福祉医療機構、空港周辺整備機構、労働政策研究・研修機構、国立重度知的障害者総合施設^{のぞみの園}、勤労者退職金共済機構、農畜産業振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、海上災害防止センター、原子力安全基盤機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、農業・生物系特定産業技術研究機構、緑資源機構、国立病院機構、水産総合研究センター、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、中小企業基盤整備機構、日本学生支援機構、都市再生機構、海洋研究開発機構、環境保全再生機構

特殊法人【25法人】（40法人中）

【理事長等任命又は政府出資がある】 18法人

公社 日本郵政公社

公団 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

公庫 沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、

住宅金融公庫、公営企業金融公庫

特殊銀行、金庫 日本政策投資銀行、国際協力銀行、商工組合中央金庫

その他 日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、奄美群島振興開発基金、年金資金運用基金

【公営競技関係法人】 5法人

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、（財）日本船舶振興会

【特殊会社】 13法人

日本たばこ産業株式会社、電源開発株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、

西日本電信電話株式会社、関西国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、

日本環境事業会社(仮称)

【特別な学校法人】 1法人

放送大学学園

【共済組合等】 2法人

農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団

【その他】 1法人

日本放送協会

認可法人 【4法人】（63法人中）

【理事長等任命又は政府出資がある】 4法人

総合研究開発機構、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構

【理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】 13法人

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本赤十字社、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、漁船保険中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国社会保険労務士会連合会、銀行等保有株式取得機構

【特殊会社】 1法人

株式会社産業再生機構

【共済組合等】 45法人

各省各庁等の共済組合、国家公務員共済組合連合会等 45法人

【その他】 1法人

日本銀行